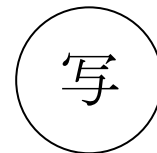


令和5年（2023年）2月9日開会

令和5年（2023年）第3回

茨木市教育委員会定例会

会 議 録



茨木市教育委員会

◆ 令和5年2月9日（木）第3回教育委員会定例会を南館8階中会議室で開催した。

◆ 出席委員

|          |         |
|----------|---------|
| 教 育 長    | 岡 田 祐 一 |
| 教育長職務代理者 | 前 川 佳 之 |
| 委 員      | 堀 村 佳奈子 |
| 委 員      | 堀 井 孝 容 |

◆ 本委員会に出席した者

|             |         |
|-------------|---------|
| 教 育 総 務 部 長 | 小 田 佐衣子 |
| 教 育 政 策 課 長 | 辻 田 新 一 |
| 社会教育振興課長    | 吉 崎 幸 司 |
| 社会教育振興課参事   | 高 橋 陽 介 |
| 歴史文化財課長     | 木 下 典 子 |
| 中央図書館長      | 吉 田 典 子 |
| 学校教育部長      | 青 木 次 郎 |
| 教 職 員 課 長   | 粟 生 勝 弘 |
| 教育センター所長    | 新 川 正 知 |
| こども育成部長     | 山 寄 剛 一 |
| 保育幼稚園総務課長   | 中 路 洋 平 |
| 人 事 課 長 代 理 | 竹 内 健   |

◆ 署名委員

|     |         |
|-----|---------|
| 委 員 | 前 川 佳 之 |
|-----|---------|

( 令和5年2月9日(木)、午後2時00分 )

議事日程 ( 令和5年第3回茨木市教育委員会定例会 )

( 於：南館8階中会議室 )

| 日程 | 議案番号 | 件名   | 摘要 |
|----|------|--|----|
| 1  |      | 会議時間の決定について  |    |
| 2  |      | 会議録署名委員指名について  |    |
| 3  |      | 会議録の承認について   |    |
| 4  |      | 諸般の報告について  |    |
| 5  | 4    | 茨木市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例及び茨木市立幼稚園条例の一部改正の申し出について |    |
| 6  | 5    | 茨木市立幼稚園管理規則等の一部改正について  |    |
| 7  | 6    | 茨木市立図書館条例施行規則の一部改正について                                       |    |
| 8  | 7    | 茨木市立学校通学区域の一部変更について  |    |
| 9  | 8    | 茨木市文化財保護審議会委員の委嘱について   |    |
| 10 | 9    | 職員人事について   |    |
| 11 | 10   | 教職員人事(内申)について  |    |

( 1 4 時 0 0 分 開 会 )

岡田教育長

ただいまから令和 5 年第 3 回茨木市教育委員会定例会を開会いたします。

本日の出席者は、水上委員から欠席届をいただいております、4 名でありまして、会議は成立いたしております。

それでは、これより本日の会議を開きます。

日程第 1 「会議時間の決定について」を議題といたします。

お諮りいたします。

本日の会議時間は午後 4 時までといたしたいと思いますが、異議ございませんか。

(各委員「異議なし」の発言あり)

岡田教育長

異議なしと認めまして、本委員会の会議時間は午後 4 時までと決定いたします。

日程第 2 「会議録署名委員指名について」。

本件は、茨木市教育委員会会議規則第 1 7 条の規定により、前川委員をご指名申し上げますので、よろしく願いいたします。

日程第 3 「会議録の承認について」を議題といたします。

「令和 4 年第 1 3 回茨木市教育委員会定例会会議録（案）」について、お諮りいたします。

ご異議のほうはございませんでしょうか。

(各委員「異議なし」の発言あり)

岡田教育長

異議なしと認め、「令和 4 年第 1 3 回茨木市教育委員会定例会会議録（案）」につきましては承認することといたします。

日程第 4 「諸般の報告」を行います。

小田教育総務部長が報告

岡田教育長

以上の報告につきまして、何かご質問はございませんでしょうか。よろしいですか。  
それでは、以上をもちまして、「諸般の報告」を終わります。  
議事の途中でございますが、暫時休憩いたします。

休 憩（１４時 ２分）

再 開（１４時 ３分）

岡田教育長

それでは、再開いたします。

日程第５ 議案第４号「茨木市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例及び茨木市立幼稚園条例の一部改正の申し出について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

山寄こども育成部長

では、議案第４号につきまして、説明を申し上げます。

本件は、こども家庭庁の設置に伴う関係法律の改正により、引用する子ども・子育て支援法の項が削除されたことに伴い、茨木市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例及び茨木市立幼稚園条例について所要の改正を行うものです。

まず、茨木市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の改正内容といたしましては、第６条中「第１９条第１項第２号」を「第１９条第２号」に改め、第７条中「第１９条第１項第１号」を「第１９条第１号」に改め、第８条第３項中「第１９条第１項第２号」を「第１９条第２号」に改めます。

次に、茨木市立幼稚園条例の改正内容といたしましては、第１５条中「第１９条第１項第２号」を「第１９条第２号」に改めます。

附則といたしまして、この条例の施行期日を令和5年4月1日とする旨を規定しております。

なお、参考資料といたしまして、条例の新旧対照表をご配付しております。

以上で、議案説明を終わります。よろしくご審議賜りますよう、お願いいたします。

岡田教育長

事務局の説明は終わりました、これより質疑を行います。よろしいですか。

堀井委員

中身は何も変わっていないんですね。

山寄こども育成部長

そうですね、中身は変わらないです。そもそもこども家庭庁と厚労省がありまして、支給認定といって、例えば幼稚園だったら1号認定、保育所だったら2号認定等とがあるんですけど、それを定める際には厚労省の意見を協議して聞くことというのが第2項にあったんです。ところが、こども家庭庁が内閣府に存在することから、もうその協議は必要なくなりましたので、第2項が削除になりました。となれば、第1項という、文言が削除されて、その条文を見に行けるということですので、これによって何か影響するものではございません。

堀井委員

ありがとうございます。

岡田教育長

ほかに何かご質疑なされる点はございませんか。もうよろしいですか。

それでは、お諮りいたします。質疑を打ち切りましても、異議ございませんか。

(各委員「異議なし」の発言あり)

岡田教育長

異議なしと認めまして、質疑を打ち切ります。

ただいまより各委員の賛否及び意見を求めます。原案でよろしいでしょうか。

(「原案賛成」の発言あり)

岡田教育長

各委員のご意見は、原案に対して賛成であります。

本件は、原案のとおり決することに異議ございませんか。

(各委員「異議なし」の発言あり)

岡田教育長

異議なしと認めます。よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第5号「茨木市立幼稚園管理規則等の一部改正について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

山寄こども育成部長

議案第5号につきまして、説明を申し上げます。

本件は、こども家庭庁の設置に伴う関係法律の改正により引用する子ども・子育て支援法の項が削除されたことに伴い、茨木市立幼稚園管理規則、茨木市立幼稚園預かり保育の実施に関する規則、茨木市立認定こども園における給食等の実施に関する規則及び茨木市立認定こども園延長保育の実施に関する規則について、所要の改正を行うものです。

まず、茨木市立幼稚園管理規則の改正内容といたしましては、第4条第2項各号列記以外の部分中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改めます。

次に、茨木市立幼稚園預かり保育の実施に関する規則の改正内容といたしましては、第2条第1号中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改めます。

次に、茨木市立認定こども園における給食等の実施に関する規則の改正内容といたしましては、第1条中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改めます。

次に、茨木市立認定こども園延長保育の実施に関する規則についての改正内容とい  
たしましては、第2条中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改めます。

附則といたしまして、この規則の施行期日を令和5年4月1日とする旨を規定して  
おります。

なお、参考資料といたしまして、規則の新旧対照表をご配付しております。

以上で議案説明を終わります、よろしくご審議賜りますよう、お願いいたします。

岡田教育長

事務局の説明は終わりました、これより質疑を行います。

何かございませんか、もうよろしいですか。

では、お諮りいたします。質疑を打ち切りましても、異議ございませんか。

(各委員「異議なし」の発言あり)

岡田教育長

異議なしと認めまして、質疑を打ち切ります。

ただいまより各委員の賛否及び意見を求めます。原案でよろしいでしょうか。

(「原案賛成」の発言あり)

岡田教育長

各委員のご意見は、原案に対して賛成であります。

本件は、原案のとおり決することに異議ございませんか。

(各委員「異議なし」の発言あり)

岡田教育長

異議なしと認めます。よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

議事の途中でございますが、暫時休憩をいたします。



休 憩（14時10分）

再 開（14時11分）

岡田教育長

それでは、再開いたします。

日程第7 議案第6号「茨木市立図書館条例施行規則の一部改正について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

小田教育総務部長

議案第6号につきまして、説明を申し上げます。

本件は、市民の利便性向上の観点から、開館時間及び休館日の規定について、所要の改正を行うものです。

改正内容といたしましては、中央図書館の毎月第1月曜日の開館を休館日とし、月曜日が祝日の場合の翌々日（その日が祝日の場合は、その翌日）の休館日を廃止します。

また、分館において、火曜日が祝日の場合の翌々日（その日が祝日の場合は、その翌日）の休館日を廃止します。

その他、文言の整理を行います。

附則といたしまして、令和5年4月1日から施行する旨を定めております。

なお、参考資料といたしまして、規則の新旧対照表をご配付いたしております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

岡田教育長

事務局の説明は終わりました、これより質疑を行います。

前川委員

現行は、毎月第1月曜日は開館されているのですが、それについては何か理由があるのでしょうか。

吉田中央図書館長

開館日を増やすにあたって、第1月曜日のみを開けるということで、第1月曜日を閉めたら300日程度だったのを310日ぐらいになるということで、月曜日を開けていました。

岡田教育長

ほか、どうでしょうか。

堀村委員

今のご説明で、毎月第1月曜日は、月曜日はもう全て休館とするかわりに、祝日とかぶった場合も開けるということになっていますが、何日ぐらい開館日としては年間変わってきそうでしょうか。

吉田中央図書館長

令和5年度で見たところによりますと、第1月曜日が11日ありますので、そこが休館になって、月曜日が祝日の場合の翌々日が5日あるので、実質、休みとしては6日増えます。ただ、第1月曜日は17時までの開館としていたのですけれども、その翌々日の開館につきましては、夜8時までの開館にいたしますので、時間的には30時間程度休みが増えるという形になります。

分館におきましては、来年度は火曜日が祝日と重なる日がありませんので、特に増減はありません。

岡田教育長

ほか、どうでしょうか。

前川委員

市民への周知の方法ですが、もちろん施行は令和5年4月1日ですけれども、今日の委員会で決定したら、市民へのPRができると思いますので、その辺は混乱がないように、よろしくお願いします。

ちなみに、3月の市の広報誌には間に合うのでしょうか。

吉田中央図書館長

今日、決定いただいたら、すぐに周知を図りたいと思っております。3月の広報誌には間に合うように準備を進めております。

岡田教育長

ほか、よろしいでしょうか。

それでは、お諮りいたします。質疑を打ち切りましても、異議ございませんか。

(各委員「異議なし」の発言あり)

岡田教育長

異議なしと認めまして、質疑を打ち切ります。

ただいまより各委員の賛否及び意見を求めます。原案でよろしいでしょうか。

(「原案賛成」の発言あり)

岡田教育長

各委員のご意見は、原案に対して賛成であります。

本件は、原案のとおり決することに異議ございませんか。

(各委員「異議なし」の発言あり)

岡田教育長

異議なしと認めます。よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

議事の途中でございますが、暫時休憩をいたします。

休 憩 (14時16分)

再 開 (14時17分)

岡田教育長

それでは、再開いたします。

日程第8 議案第7号「茨木市立学校通学区域の一部変更について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

小田教育総務部長

議案第7号につきまして、ご説明申し上げます。

本件は、令和5年3月1日から、安威小学校及び耳原小学校の通学区域の一部を変更するものでございます。

耳原小学校の通学区域である当該変更予定街区につきまして、宅地造成工事に伴い、当該区域の通学区域を耳原小学校から安威小学校へ変更するよう、安威地区自治会連絡協議会から要望がありました。

当該変更予定街区は、安威小学校と耳原小学校の通学区域の境界に位置しており、両校への通学距離が同程度であること、安威小学校においては十分な余裕教室があること、また、当該区域の変更について、耳原地区連合自治会の同意も得られていることから、当該区域を耳原小学校から安威小学校の通学区域に、令和5年3月1日から変更するものでございます。

詳細につきましては、別紙参考資料のとおりでございます。よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

岡田教育長

事務局の説明は終わりました、これより質疑を行います。

前川委員

変更内容については、全く異論はありません。一点だけちょっと質問ですが、これについて実施日が令和5年3月1日となっているのですが、議会に対しては何か報告というか、そういうことは考えられているのでしょうか。

辻田教育政策課長

この3月1日の直前になろうかと思えますけれども、議会のほうに報告をさせていただき、また関係している両自治会等々関係者の方にもご報告させていただき、最終的にはホームページで周知を図っていきたいと考えています。

岡田教育長

ほか、何かご質問ございませんか。もう、よろしいですか。

それでは、お諮りいたします。質疑を打ち切りましても、異議ございませんか。

(各委員「異議なし」の発言あり)

岡田教育長

異議なしと認めまして、質疑を打ち切ります。

ただいまより各委員の賛否及び意見を求めます。原案でよろしいでしょうか。

(「原案賛成」の発言あり)

岡田教育長

各委員のご意見は、原案に対して賛成であります。

本件は、原案のとおり決することに異議ございませんか。

(各委員「異議なし」の発言あり)

岡田教育長

異議なしと認めます。よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

議事の途中でございますが、暫時休憩をいたします。

休 憩 (14時19分)

再 開 (14時20分)

岡田教育長

それでは、再開いたします。

日程第9 議案第8号「茨木市文化財保護審議会委員の委嘱について」を議題といたします。

前川委員

本件につきましては人事案件ですので、非公開をお願いします。

岡田教育長

ただいま前川委員から非公開の動議が提出されましたが、本件を非公開とすることに異議ございませんか。

(各委員「異議なし」の発言あり)

岡田教育長

異議なしと認めまして、本件につきましては非公開といたします。

<非公開>

岡田教育長

それでは、ただいまより各委員の賛否及び意見を求めます。よろしいでしょうか。

(「原案賛成」の発言あり)

岡田教育長

各委員のご意見は、原案に対して賛成であります。

本件は、原案のとおり決することに異議ございませんか。

(各委員「異議なし」の発言あり)

岡田教育長

異議なしと認めます。よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。  
議事の途中でございますが、暫時休憩をいたします。

休 憩（14時24分）

再 開（14時25分）

岡田教育長

それでは、再開いたします。  
日程第10 議案第9号「職員人事について」を議題といたします。

前川委員

本件は人事案件ですので、非公開をお願いします。

岡田教育長

ただいま前川委員から非公開の動議が提出されましたが、本件を非公開とすることに  
異議ございませんか。

（各委員「異議なし」の発言あり）

岡田教育長

異議なしと認めまして、本件につきましては非公開といたします。

<非公開>

岡田教育長

ただいまより各委員の賛否及び意見を求めます。原案でよろしいですか。

(「原案賛成」の発言あり)

岡田教育長

各委員のご意見は、原案に対して賛成であります。

本件は、原案のとおり決することに異議ございませんか。

(各委員「異議なし」の発言あり)

岡田教育長

異議なしと認めます。よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

議事の途中でございますが、暫時休憩をいたします。

休 憩 (14時36分)

再 開 (14時37分)

岡田教育長

それでは、再開いたします。

日程第11 議案第10号「教職員人事(内申)について」を議題といたします。

前川委員

本議案は人事案件ですので、非公開でお願いします。

岡田教育長

ただいま前川委員から非公開の動議が提出されましたが、本件を非公開とすることに異議ございませんか。

(各委員「異議なし」の発言あり)

岡田教育長



異議なしと認めまして、本件につきましては非公開といたします。

<非公開>

岡田教育長

それでは、ただいまより各委員の賛否及び意見を求めます。これでよろしいですか。

(各委員「原案賛成」の発言あり)

岡田教育長

各委員のご意見は、原案に対して賛成であります。

本件は、原案のとおり決することに異議ございませんか。

(各委員「異議なし」の発言あり)

岡田教育長

異議なしと認めます。よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、本日の議事日程は全部終了いたしました。

令和5年第3回茨木市教育委員会定例会を閉会いたします。どうもご苦労さまでした。

(15時 3分 閉会)

以上会議の顛末を記載し、茨木市教育委員会会議規則第17条によりここに署名する。

令和5年2月9日

茨 木 市 教 育 委 員 会

教 育 長 \_\_\_\_\_

署 名 委 員 \_\_\_\_\_

## 令和5年第3回茨木市教育委員会定例会事務報告

令和5年1月14日～令和5年1月27日

|   | 月 日                       | 行 事 名   | 場 所                    | 出 席 者 | 担 当 課           |
|---|---------------------------|---|------------------------|-------|-----------------|
| ① | 1月21日(土)                  | 子どもセミナー（ゆびでくるくる♪パステル de うさだるま）<br>（参加者：40人）                 | 上中条青少年センター             | 関係職員  | 社会教育振興課         |
| ② | 1月21日(土)                  | 土曜科学教室「プラネタリウムの仕組みを知ろう！」（文化振興課共催）<br>（参加者：29人、児童18人、保護者11人） | 合同庁舎7F<br>天文観覧室プラネタリウム | 関係職員  | 教育センター<br>文化振興課 |
| ③ | 1月14日(土)<br>～<br>1月26日(木) | おはなし会<br>（開催回数：12回 参加者：527人）                                | 中央図書館ほか                | 関係職員  | 中央図書館           |